〇地域密着型サービス事業所　実地指導について

　介護保険法（平成9年法律第123号）第23条の規定により実地指導を実施します。 実地指導は、帳簿書類などの提示の内容および介護給付に係る費用の請求などについて、法令の適合状況などを把握し、必要な助言および指導または是正の措置を講ずることにより、介護給付など対象サービスの質の確保並びに保険給付の適正化および利用者の保護を目的としています 。

**■実地指導の実施の流れ**

①市から実施の通知 （原則として１月前）

②市へ事前提出資料の提出（実施日の１４日前）

③市で事前確認

④市が対象事業所において実地指導

⑤市から結果通知

⑥市へ結果に対する報告（改善が必要な場合）